

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年12月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成14年4月1日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、システムエンジニアとして、システムの設計開発及びテストに係る業務等に従事していた。
- 2 請求人は、平成15年12月12日、C医療機関に受診し、「神経症性うつ病（ICD-10診断ガイドラインではF34.1 気分変調症）」と診断された。
請求人によると、平成14年12月頃から従事した会社のプロジェクトにおける過重労働のストレスから末頃に倦怠感等を感じるようになり、その後従事した会社の別のプロジェクトにおいても多忙な状態が続き、同年11月、睡眠障害による起床困難などの状態が生じたという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、平成23年4月4日から平成29年3月14日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の病名と発病時期について検討する。

請求人の精神障害の病名及び発病時期について、D医師は、平成29年6月3日付け意見書において、「初診時の問診及び本人の申告により、平成15年10月までは多忙ながら仕事を行うことができていたが、同年11月頃、睡眠障害が出現したことから、同時期に精神障害を発病したと判断した。慢性的に持続する疲労感、抑うつ感、倦怠感、不眠に対する強いこだわり等の症状の経過から、神経症性うつ病（ICD-10診断ガイドラインではF34.1 気分変調症）と診断した。」旨の意見を述べ、E医師も、平成29年6月14日付け意見書において、「平成15年12月頃より入眠困難、起床困難、気力低下などのうつ状態が初めて出現したことから、同時期に精神障害を発病したと判断した。全身倦怠感や気力低下などのうつ状態と軽躁状態を反復したことから、双極Ⅱ型障害を疑った。」旨の意見を述べている。また、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成29年11月27日付け意見書において、上記のD医師及びE医師の意見書、下記のF医師の意見書並びに請求人の症状経過等を総合的に判断し、「請求人は、平成15年11月頃に、ICD-10診断ガイドラインの『F32 うつ病エピソード』を発病したと判断する。」旨の意見を述べている。

これに対し、F医師は、平成29年5月31日付け意見書及び平成30年6月6日付け補充意見書において、「前医師からの紹介状の内容に加え、半構造化面接を実施し、請求人は、平成15年3月初旬頃にうつ病エピソードを発病し、同年9月後半頃に中等症程度のうつ状態に至ったと診断した。なお、請求

人は、同年3月9日、私的に作成していたホームページ上に『(略)』と希死念慮を示唆する内容の記載をしている。」旨の意見を述べている。

このように、各医師及び専門部会は、請求人が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）の対象疾病となるような何らかの精神障害を発病したことについては意見が一致しているが、その発病時期については意見が分かれている。また、請求人も平成15年3月頃までには、精神障害を発病していた旨主張していることから、この点について検討すると、請求人が、「平成15年3月末頃から倦怠感などの症状は出現したが、そのまま仕事は続けた。同年9月頃から睡眠障害が現れ、同年10月頃から出勤が困難な状態となった。」旨の症状経過を述べ、請求人に明らかな精神障害の症状が出現したのは同年秋以降であること、半構造化面接は、請求人が提出した裁判例にもあるとおり、客観性においてこれに全面的に依拠できるものではないこと、「(略)」との請求人が私的に作成していたホームページ上の記載は、必ずしも死のみを肯定しているわけではないこと等を考えると、D医師及びE医師の意見並びに請求人の発病時期について両医師の意見を採用した専門部会の意見を妥当と認め、決定書理由に説示するとおり、請求人は、平成15年11月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の認定基準のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、極度の長時間労働ないし心理的負荷の強度が「強」となるような1か月に80時間以上の時間外労働を行ったと主張し、その根拠として、請求人が、預金通帳への給与振込額及び請求人の基本給を基礎として時間外労働時間数を推計した表（以下「請求人推計表」という。）において、平成15年1月及び2月の請求人の時間外労働時間数がいずれも150時間を超えていること及び同年8月の請求人の時間外労働時間数が143.61時間となっていることを挙げる。しかしながら、決定書理由に説示するとおり、同年1月及び2月は評価期間外であり、また、同年8月の時間外労働時間については、同年8月から平成16年2月までの間、

同年8月のみ時間外労働を行ったとして推計しており、請求人推計表には合理性があるとはいえない。

仮に、平成15年8月に請求人推計表どおりの時間外労働が行われたとしても、請求人が推計した他の月の時間外労働をみれば、発病直前のおおむね1か月間に160時間を超える時間外労働を行ったということはできないから、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の特別な出来事である「極度の長時間労働」には当たらない。また、請求人推計表からは、発病直前の連続した2か月間に、1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った、ないし、発病直前の連続した3か月間に、1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行ったにも当たらないことから、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）の「強」に当たるほどの時間外労働があったとはいえない。このほか審査資料を精査しても、請求人の業務における心理的負荷の強度が「強」となるほどの時間外労働があったと確信するに足る明白かつ的確な証拠を見いだすことができない。したがって、請求人の業務による心理的負荷は「強」に至らないことから、本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月27日